

伊勢市公報

第461号
令和7年1月20日
月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則	4
告 示	
○ 市道の路線の廃止について	6
○ 市道の路線の認定について	7
○ 道路の区域の決定について	8
○ 道路の供用開始について	9
○ 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について	10
○ 山田奉行所記念館の指定管理者の指定について	11
○ 伊勢市小俣北部保健福祉会館の指定管理者の指定について	12
○ 伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理者の指定について	13
○ 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	14
○ いせ市民活動センターの指定管理者の指定について	16
○ 確認を行った子ども・子育て支援施設について	17
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	18
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	20
○ 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について	21
○ 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について	24
○ 伊勢市小俣児童体育館の指定管理者の指定について	28
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	29
公 告	
○ 公示送達	30
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	31

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 1 号

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例施行規則
(平成 24 年伊勢市規則第 21 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「確認済証の交付を受けようとする者」を「確認済証の
交付(同法第 18 条第 3 項又は第 4 項の規定による確認済証の交付を含む。)
を受けようとする者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 10 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 2 号

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則

(設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、広報いせ印刷業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、情報戦略局広報広聴課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 1 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のように市道の路線を廃止しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 7 年 1 月 6 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
小俣本町令 3 －15 号線	小俣町本町 3617 番地先		
	小俣町本町 3642 番地先		

伊勢市告示第 2 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 7 年 1 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
宮前令 6－8 号線	小俣町宮前 518 番 1 地先		
	小俣町宮前 518 番 3 地先		
宮前令 6－9 号線	小俣町宮前 518 番 5 地先		
	小俣町宮前 518 番 8 地先		
鹿海令 6－10 号線	鹿海町 1528 番 4 地先		
	鹿海町 1528 番 2 地先		
小俣本町令 6－11 号線	小俣町本町 341 番 271 地先		
	小俣町本町 3610 番地先		
小俣本町令 6－12 号線	小俣町本町 341 番 264 地先		
	小俣町本町 3650 番地先		
小俣本町令 6－13 号線	小俣町本町 3617 番地先		
	小俣町本町 3651 番地内		

伊勢市告示第3号

道路の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年1月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	宮前令6－8号線	6.0～13.1	45.9
市 道	宮前令6－9号線	6.0～13.1	42.7
市 道	鹿海令6－10号線	6.0～ 9.5	47.2
市 道	小俣本町令6－11号線	6.0～ 6.0	201.2
市 道	小俣本町令6－12号線	6.0～13.2	102.7
市 道	小俣本町令6－13号線	6.0～13.2	60.2

伊勢市告示第4号

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年1月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
宮前令6－8号線	小俣町宮前518番1地先から 小俣町宮前518番3地先まで	令和7年1月6日
宮前令6－9号線	小俣町宮前518番5地先から 小俣町宮前518番8地先まで	令和7年1月6日
鹿海令6－10号線	鹿海町1528番4地先から 鹿海町1528番2地先まで	令和7年1月6日
小俣本町令6－11号線	小俣町本町341番271地先から 小俣町本町3610番地先まで	令和7年1月6日
小俣本町令6－12号線	小俣町本町341番264地先から 小俣町本町3650番地先まで	令和7年1月6日
小俣本町令6－13号線	小俣町本町3617番地先から 小俣町本町3651番地内まで	令和7年1月6日

伊勢市告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、尾崎罌堂記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市小俣町元町 1718 番地
特定非営利活動法人罌堂香風
理事長 土井 孝子

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、山田奉行所記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者となる団体

伊勢市御薮町新開 402 番地

山田奉行所記念館友の会

会長 平野 良治

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市小俣北部保健福祉会館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市小俣町明野 418 番地 8

明野第四自治区

区長 井上 正

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定管理者となる団体

伊勢市二見町松下 1998 番地 4

二見町松下区

区長 東端 弘泰

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 施設の名称及び指定管理者となる団体

(1) 名称 三津コミュニティセンター

団体 伊勢市二見町三津 301 番地

三津区自治会

会長 三浦 徹

(2) 名称 江コミュニティセンター

団体 伊勢市二見町江 683 番地 2

江区自治会

区長 濱千代 博之

(3) 名称 西コミュニティセンター

団体 伊勢市二見町西 866 番地

西区自治会

区長 松本 泰志

- (4) 名称 光の街コミュニティセンター
団体 伊勢市二見町光の街 1019 番地 4
光の街区自治会
区長 前田 昌和

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、いせ市民活動センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 指定管理者となる団体

伊勢市前山町 1522 番地 39

特定非営利活動法人いせコンビニネット

理事長 伊東 俊一

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 11 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項の確認をしたので、同法第 58 条の 11 の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 7 年 1 月 15 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
藤本 亜紀
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設の名称及び所在地
藤本亜紀（キッズパーク・キズナシッター）
伊勢市一色町 1441 番地 4
- 3 確認の年月日
令和 6 年 12 月 23 日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
認可外保育施設

伊勢市告示第 12 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者

伊勢市村松町 1364 番地 8

F E 住宅管理共同企業体

共同企業体代表者 エクノフ株式会社 代表取締役 船谷哲司

2 委託した公金事務に係る歳入

次に掲げる施設に係る住宅使用料、駐車場使用料及び証明手数料

(1) 伊勢市営住宅

(2) 伊勢市小集落改良住宅

3 委託をした日

令和 4 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第 1 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 7 年 1 月 10 日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

1 日 時 令和 7 年 1 月 16 日（木）午後 7 時 00 分

2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室

3 会議に付する事件

議案第 1 号 伊勢市子ども読書支援プロジェクト実証事業業務受託者選
定委員会規則の廃止について

議案第 2 号 令和 7 年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事
異動方針について

伊勢市教育委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市立公民館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和7年1月10日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| (1) 名称 | 伊勢市立下小俣公民館 |
| 団体 | 伊勢市小俣町元町1282番地1
下小俣自治会
会長 中山 憲一 |
| (2) 名称 | 伊勢市立高畑公民館 |
| 団体 | 伊勢市小俣町宮前787番地3
高畑自治区
区長 小森 正行 |
| (3) 名称 | 伊勢市立新高公民館 |
| 団体 | 伊勢市御薊町高向686番地8
新高地区自治会連合会 |

- 代表 森田 秀次
- (4) 名称 伊勢市立高向公民館
 団体 伊勢市御薊町高向2658番地 1
 高向区
 区長 中村 武弘
- (5) 名称 伊勢市立王中島公民館
 団体 伊勢市御薊町王中島594番地
 王中島区
 区長 世古口 明人
- (6) 名称 伊勢市立新開公民館
 団体 伊勢市御薊町新開941番地 5
 御薊町新開区
 区長 中谷 敬一
- (7) 名称 伊勢市立上長屋公民館
 団体 伊勢市御薊町長屋2863番地 2
 上長屋区
 区長 大西 正治
- (8) 名称 伊勢市立中長屋公民館
 団体 伊勢市御薊町長屋1074番地 1
 中長屋自治会
 会長 奥田 奈美子
- (9) 名称 伊勢市立下長屋公民館
 団体 伊勢市御薊町長屋1599番地 2
 下長屋区
 区長 北川 昌男

- (10) 名称 伊勢市立上條公民館
団体 伊勢市御薗町上條88番地
上條区自治会
会長 中嶋 俊嗣
- (11) 名称 伊勢市立小林公民館
団体 伊勢市御薗町小林343番地
小林区
区長 高橋 正俊
- (12) 名称 伊勢市立上條公民館分館
団体 伊勢市御薗町上條88番地
上條区自治会
会長 中嶋 俊嗣

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市学習等供用施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和7年1月10日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者となる団体

- (1) 名称 村松町民会館
団体 伊勢市村松町 4011 番地 1
村松町会
会長 中村 晃久
- (2) 名称 東豊浜町土路区町民会館
団体 伊勢市東豊浜町 1089 番地
土路区町会
会長 角屋 隆生
- (3) 名称 柏町民会館
団体 伊勢市柏町 528 番地
柏町会

- 会長 澤村 元弘
- (4) 名称 船江会館
団体 伊勢市船江 1 丁目 5 番 44 号
船江連合会
会長 山口 幸彦
- (5) 名称 坂東会館
団体 伊勢市中須町 406 番地 4
中須町坂東自治会
会長 大野 茂
- (6) 名称 有滝町民会館
団体 伊勢市有滝町 2638 番地
有滝町会
会長 濱口 恵一
- (7) 名称 小川町民会館
団体 伊勢市西豊浜町 3657 番地 3
西豊浜町小川区自治会
会長 佐々木 信行
- (8) 名称 田尻町民会館
団体 伊勢市田尻町甲 239 番地
田尻町自治会
会長 山上 智寛
- (9) 名称 辻久留台会館
団体 伊勢市辻久留町 545 番地 180
辻久留台自治会
会長 藤原 厚
- (10) 名称 昭和苑会館

- 団体 伊勢市上野町 324 番地 5
昭和苑自治会
会長 濱川 光宏
- (11) 名称 檜原町民会館
団体 伊勢市檜原町 113 番地 1
檜原町会自治会
会長 右京 英彦
- (12) 名称 東大淀町民会館
団体 伊勢市東大淀町 201 番地 1
東大淀町会
会長 西村 行春
- (13) 名称 植山町民会館
団体 伊勢市植山町 486 番地
植山町自治会
会長 角谷 浩
- (14) 名称 溝口会館
団体 伊勢市二見町溝口 516 番地 1
溝口区
区長 酒徳 孝
- (15) 名称 小俣北部公民館
団体 伊勢市小俣町明野 418 番地 8
明野第四自治区
区長 井上 正
- (16) 名称 湯田公民館
団体 伊勢市小俣町湯田 554 番地 1
小俣町湯田自治区

区長 中川 芳明

(17) 名称 明野公民館

団体 伊勢市小俣町明野 1445 番地 1

明野第一・第二自治区

区長 佐々木 敏

(18) 名称 宮前公民館

団体 伊勢市小俣町宮前 433 番地 2

宮前自治区

区長 秋吉 勝身

(19) 名称 上惣公民館

団体 伊勢市小俣町相合 999 番地 6

上惣自治区

区長 西中 政嗣

2 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市小俣児童体育館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

令和7年1月10日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

1 指定管理者となる団体

伊勢市小俣町明野 418 番地 8

明野第四自治区

区長 井上 正

2 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

伊勢市農業委員会告示第1号

伊勢市農業委員会第229回総会を次のとおり招集します。

令和7年1月10日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和7年1月16日（木）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御薊公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 1 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 1 月 6 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 2 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので、公告します。

なお、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 2 項の規定による意見書の提出及び同条第 3 項の規定による異議の申出は、ありませんでした。

令和 7 年 1 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。